

2019年度

障害児支援事業所 外部評価マニュアル (評価者用)

大正大学 内山登紀夫

2019年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
「障害児支援のサービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究」
研究代表者 内山登紀夫

研究代表者

内山登紀夫（大正大学）

研究分担者（五十音順）

安達 潤（北海道大学）

稲田尚子（帝京大学）

宇野洋太（よこはま発達クリニック）

齊藤真善（北海道教育大学）

堀江まゆみ（白梅学園大学）

松葉佐 正（熊本市子ども発達支援センター）

1. 外部評価実施の概要

外部評価の実施プロセス

外部評価トライアルの申し込みから結果のフィードバックまでの標準的な流れ（例）

障害児支援施設（被評価施設）	外部評価研究事務局
① 外部評価申し込みと受付	
<ul style="list-style-type: none"> 外部評価についての問い合わせ 職員向け説明会の実施 利用者への説明と研究班 Web 家族アンケート／インタビューの依頼 同意書への署名と返送 	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価の説明と口頭同意取得 方法、スケジュール、謝礼の説明 外部評価セットの送付
② 事前準備・事前分析	
<ul style="list-style-type: none"> 自己評価の実施（必須） 資料の準備 保護者等の聞き取り調査の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価の日程調整 ホームページの閲覧 研究班保護者 Web アンケートの確認 ガイドラインの自己評価表と保護者等向けアンケートの確認 （・研究事務局への問い合わせ）
③ 訪問調査	
<p>スケジュールの確認・同意書の確認・支援現場の観察・施設長や職員からの聞き取り 個別支援計画等の関連書類確認など・保護者等からの聞き取り・フィードバック</p>	
④ 外部評価結果のとりまとめ	
<ul style="list-style-type: none"> クオカードの受領と家族インタビュー協力者へのクオカードお渡し 受領証の事務局への返送 	<ul style="list-style-type: none"> 研究事務局担当者との合議による評価結果のとりまとめ 外部評価の報告書作成
⑤ 外部評価結果の報告	
<ul style="list-style-type: none"> 報告書への確認 報告書に対するコメント記入（Web） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設への外部評価結果の報告 研究事務局への外部評価結果の報告
評価結果の有効活用	

訪問調査日の標準的な流れ（例）

《児童発達支援施設》

時間	実施内容
9:30～10:00	自己紹介やスケジュールの確認
10:00～11:00	支援現場の観察
11:00～12:00	保護者等からの聞き取り
12:00～13:00	お昼休憩（利用児にランチの時間があれば一緒にとる）
13:00～15:00	施設長からの聞き取り・個別支援計画等の書類の確認
15:00～16:00	結果のとりまとめと合議（評価者が複数の場合）
16:00～17:00	フィードバックとコンサルテーション

《放課後等デイサービス・入所施設（医療・福祉）》

時間	実施内容
10:30～11:00	自己紹介やスケジュールの確認
11:00～13:00	施設長からの聞き取り・個別支援計画等の書類の確認
13:00～14:00	お昼休憩
14:00～15:00	聞き取り・書類確認の続き（保護者等からの聞き取り）
15:00～16:00	支援現場の観察
16:00～17:00	結果のとりまとめと合議（評価者が複数の場合）
17:00～18:00	フィードバックとコンサルテーション

《保育所等訪問支援》

単独実施はせずに、上記4施設に追加で実施する（目安所要時間は30分～1時間）

研究事務局との送付物のやりとり

研究事務局→障害児支援事業所（被評価事業所）への事前送付物リスト

- ・ 事業所依頼状（様式1）
- ・ 研究参加説明書（様式2）
- ・ 研究参加同意書（様式3）
- ・ 保護者様インタビュー調査協力依頼状（様式4）
- ・ 保護者様アンケート調査協力依頼状（様式5）
- ・ 事業所自己評価用紙

研究事務局→外部評価者への事前送付物リスト

- ・ 外部評価マニュアル
- ・ 外部評価用紙（複数）
- ・ 研究事務局返信用封筒

外部評価者の評価後の手続き（評価後1か月以内）

- ・ 被評価事業所の自己評価用紙の回収
- ・ 外部評価用紙、事業所自己評価用紙、事業所からいただいた関連書類の研究事務局への送付（外部評価者→研究事務局）
- ・ 総合評価に関する研究事務局との合議
- ・ 報告書の作成

Q & A

Q1 外部評価の時期や期間はいつ？

A1 2019年11月～2020年12月です。具体的な訪問日程は、事業所と直接相談いただき、決定次第研究事務局にご連絡ください。

Q2 一人で何か所くらい外部評価のトライアルを担当する？

A2 今年度は全国100か所の評価を予定しています。お一人少なくとも2か所の事業所の評価にご協力をお願いいたします。可能であればより多くの外部評価をご担当いただけますと幸いです。

Q3 外部評価される事業所はどこにある？

A3 お住まいの地域で、ご自身の生活エリアや職場から少し離れている場所にある事業所を訪問していただきます。特別な事情がない限り、日帰りでの往復が可能なエリアの事業所を選定いたします。研究事務局から担当事業所および評価者のペア（いる場合）についてご連絡させていただきます。

今回はトライアルですので、もしコンサルテーションを実施している施設がおありの方は、その施設を評価いただいてもかまいません。研究事務局に個別にお申し出ください。

Q4 外部評価を担当する事業所の機能は？

A4 評価者の経験や専門を考慮して担当する事業所や機能を決定いたします。例えば、医療的ケアが必要な利用者が通う事業所などの外部評価は、その領域での経験がある方にご担当いただきます。利用者の障害種が多様な事業所も少なくないので、その場合は複数名で担当するようにします。

Q5 多機能型の事業所の場合の外部評価はどうする？

A5 事業所の規模、実施内容、協力事業所数の総数によって、単一の機能あるいは複数の機能を評価いただくのか決定してご連絡させていただきます。保育所等訪問支援については、単一で評価することはなく、放課後等デイサービス、児童発達支援、入所（医療・福祉）と組み合わせて評価します。

Q6 個別支援計画等の資料はもらう？

A6 個人情報が含まれていないかを確認し、可能であれば提供していただくようお願いしていただきます。後日、研究事務局との合議の際の客観的資料として使用します。

Q7 写真や動画はどうする？

A7 事業所の環境面、支援の様子等はできるだけ写真や動画の撮影をお願いいたします。研究事務局から記録媒体をお貸出しできませんので、ご自身あるいは事業所のスマートフォンや iPad 等のカメラ機能をお使いください。撮影の際には、お子様の表情等がコンサルテーションに必要な場合でない限りは、後ろ姿などお子様の顔が写らない様に撮影をお願いいたします。実際に写真や動画を一緒に確認しながらフィードバックやコンサルテーションをしていただくと、より効果が高まります。

訪問面接の終了時にその場で消去するもの、ご提供いただけるものについては事業所と確認し、消去する場合はごみ箱からも削除されているかどうかを確認ください。

ご提供いただける写真や動画は USB メモリに保存して研究事務局にお送りください。

Q8 評価項目の評価が一日で全部終わらなかったら？

A8 時間配分に留意して、全項目の評価ができるようにご協力よろしくをお願いいたします。

Q9 保護者等からの聞き取りはどうやってやるの？

A9 事業所によって状況が異なりますので、事前準備の段階で事業所と相談し、面談が実施できるように調整ください。相談をしている段階で家族支援の状況等が一部分かりますので、そちらも評価に加味してください。

Q10 観察や聞き取りを予定していた利用者や保護者等が当日急に体調不良等で来られなくなったら？

A10 訪問時のスケジュールの確認の際に分かれば、ほかの時間帯に変更や対応ができないかをご相談ください。それでも当日の変更が難しい場合は、その内容については実施不可とし、事業者からの聞き取りでカバーするようにしてください。

なお、研究班の Web カンファレンスシステム (Zoom) をお使いいただき、別日に聞き取りを実施していただくことも可能です。その場合、保護者は事業所にてご参加いただけるよう調整してください。

Q11 研究班保護者 Web アンケートはどうやって確認するの？

A11 後日、研究事務局から閲覧用の URL をお送りさせていただきます。研究事務局からは、被評価施設にはできるだけ訪問調査日前に保護者への Web アンケートの依頼をしていただくようお願いしておきます。事前分析の段階で閲覧し、保護者様からの意見を訪問調査前に確認していただくようお願いいたします。訪問調査日が早い場合 (10月など) や、事業所からの保護者への依頼がうまくいっていなかった場合などは、訪問調査後のとりまとめの段階で確認していただきますようお願いいたします。

Q12 当日のフィードバックやコンサルテーションの際の留意点は？

A12 事業所の長所に必ず触れ、改善点を指摘するのみにならないようお願いいたします。最後にまとめて結果をお伝えする時間もありますが、評価全体を通して、実際に聞き取りや観察を進めながら、項目の意味を話し合う中で事業所が改善点に気づいていただけるような対話をお願いいたします。

Q13 提供される飲み物やお菓子は受け取ってもいいの？

A13 今回はトライアルですので、常識の範囲内での飲み物やお菓子等はお召し上がりください。

Q14 事業所の評価に自信がない場合は？

A14 ご遠慮なく研究事務局にご相談ください。総合評価は研究事務局の各担当者との合議により決定してください。

Q15 研究事務局の担当者との総合評価の合議ってどうするの？

A15 研究事務局の担当者に直接会って相談できるとは限らないので、基本的には Web カンファレンスシステムなども使用し、できるだけご負担少なく、効率よく進められる方法で実施いたします。

Q16 低い評価をして評価した事業所に恨まれることはない？

A16 評価は研究事務局の担当者との合議とし、評価者の方が単独で評価の責任を負わないようなシステムとしています。また、今回はトライアルですので、総合評価の結果は、事業所には伝えない予定です。さらに、この外部評価は、外部の専門家のコンサルテーションにより支援の質を高めることが目標であり、高い評価を得ることではないことを事前に研究事務局から事業所に説明しておきます。当日も評価者から趣旨をご説明ください。

Q17 全体の評価結果はどうなるの？

A17 年度末に研究班で報告書を作成いたします。Web 上で公開されますので、ご希望の方には公開後に URL をお伝えさせていただきます。

※外部評価の評価対象

外部評価では、特定の支援方法（TEACCH、ABA など）を実施しているかどうか等は問いません。どのような方法であれ、利用者とその家族にどのようなアウトカムを提供しているかを評価するシステムです。

2. 外部評価の項目

評定と項目

インタビューストーリー例

着眼点と解説

評定

評定

3：日常的に達成できている；よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

2：達成できていることが多いが、達成できてない部分や状況がある；「3」に向けた取組みに余地がある状態

1：時々、部分的に達成できている；「3」に向けた取組みにかなりの余地がある状態

0：全く達成できていない；「1」以上の取組となることを期待する状態

9：非該当

外部評価項目一覧

A. 事業所の体制

- | |
|---|
| 1. 事業所は、心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などの専門職を配置している |
| 2. 事業所は、定期的に支援者を対象とした内部研修を実施し、OJT（On the Job Training）を含んでいる。※OJTとは、日常業務を通じた職員研修のこと |
| 3. 事業所は、支援者に外部の研修会に参加して専門性を高める機会を提供しており、勤務時間内での研修受講を認めている |
| 4. 事業所は、支援者に、経験値に応じた頻度でのスーパービジョンやコンサルテーションを受ける機会を提供している |
| 5. 事業所は、ホームページやSNS等で事業所に関する情報を適切に発信している |

B. 支援者の専門性：基礎知識とスキル

- | |
|--|
| 6. 支援者は、子ども一人一人をアセスメントする適切なツールや方法を理解し、アセスメントするスキルを有し、支援に活かしている |
| 7. 支援者は、子どもが行動上の問題を起こす理由を理解し、行動上の問題を軽減するためのスキルを有し、支援に活かしている |
| 8. 支援者は、運動・認知・言語・情緒の定型的な発達についての基本を理解し、支援に活かしている |

C. 支援者の専門性：アセスメントに基づく支援

一個に応じた支援とライフコース

9. 子ども一人一人は、個別の障害特性に配慮された支援を受けている
10. 子ども一人一人は、日常生活での自立と適応状況が評価され、また自立と適応を促すための支援を受けている
11. 子ども一人一人は、余暇スキルのレパートリーを増やすための支援を受けている
12. 子ども一人一人は、適切なコミュニケーションの方法を学んでいる
13. 子ども一人一人は、自己決定する力を育てるための支援をうけている
14. 子ども一人一人は、自分の長所が把握され、それに基づいた支援を受けている
15. 子ども一人一人は、自分の嗜好（好み）が把握され、それに基づいた配慮ある支援を受けている
16. 【放課後等デイサービス項目】子供一人一人は、次のライフステージに応じた将来の夢や希望を実現するための話し合いに、可能な限り参加している
17. 【入所項目】子ども一人一人は、可能な限り、生活の中で自分の好みが反映されるように配慮されている
18. 【入所項目】子ども一人一人は、生活を豊かにすることを目的とした多様な活動体験をしている
19. 【入所項目】子ども一人一人は、可能な限り、個人に合った役割（食事の手伝い・掃除等）をもち、それを自立的に最後まで成し遂げている
20. 【入所項目】子ども一人一人は、家族に会う機会や入所施設以外の友人（同性・異性）と関わる機会が提供されている
21. 【入所項目】子ども一人一人は、本人の意思や好みに応じて地域の行事に参加したり、地域の人とふれあう機会を提供されている
22. 【入所項目】子ども一人一人は、本人の能力と特性に応じた教育を受ける機会が提供されている

D. 支援者の専門性：個別支援計画 一個に応じた支援とライフコース

23. 保護者（および可能な範囲で子ども自身）は、個別支援計画の作成に参加している
24. 個別支援計画の目標の主語は、利用者である
25. 子ども一人一人の個別支援計画は、個別のアセスメントに基づく適切なものである
26. 子ども一人一人は、個別支援計画において、自立に求められる幅広い領域に対応した目標が設定され、多様な経験をしている

27. 【重心項目】子ども一人一人の個別支援計画には、医療ケア、生活支援、発達支援がバランスよく盛り込まれている。
28. 子ども一人一人は、個別支援計画において、6ヶ月以内に達成が見込まれる具体的な目標が設定されており、実際に6ヶ月おきに評価されている
29. 子ども一人一人は、個別支援計画において、獲得したスキルを学校や家庭などの日常生活で幅広く使えるようになるような工夫がされている
30. 保護者に向けた書類（個別支援計画や検査報告書等）は、保護者に分かりやすく、専門用語を使わず、子育ての参考や子供の理解につながるような内容である

E. 支援者の専門性：支援環境の整備 一個に応じた支援

31. 子どもの環境は、障害に応じた整備がされており、また必要な道具が準備されている
32. 事業所は、それぞれの活動エリアと活動の流れが子どもにとってわかりやすいように明瞭化された支援環境となっている
33. 子ども一人一人は、過剰な感覚刺激に晒されないように、環境上の配慮がされている
34. 子ども一人一人は、必要に応じて個別の部屋や場所の使用が認められている
35. 子ども一人一人は、支援者から穏やかな声や表情で対応されている
36. 子ども一人一人は、自分が理解できるように支援内容と方法についての情報提供を受けている
37. 子ども一人一人は、スキルの獲得に際して、支援者の介助、補助のレベルが計画的に減らされ、自立につながられている
38. 子ども一人一人が学ぶ際には、成功体験をできるだけ多く持つことが重視され、失敗体験はできるだけ回避されるように配慮されている
39. 子ども一人一人が学ぶ際には、成功体験にはほめられる機会が、失敗体験には次の成功に向けた再チャレンジの機会が保証されている
40. 子ども一人一人の毎回の行動変化および活動環境(人や物)の影響を確認できるように、直接観察により継続的に数量的評価がなされている
41. 子ども一人一人は、食事を楽しく食べている
42. 子ども一人一人にとって、その空間は適度なスペースで清潔に保たれ、快適に過ごしている
43. 子ども一人一人は、自分のペースで活動できることが尊重された支援を受けている
44. 子ども一人一人は、入浴・排泄に際しては同性によってケアされている
45. 事業所は、支援者や家族による虐待の可能性について考慮しており、その疑いがある

る場合、適切な機関に報告している
46. 【重心項目】子ども一人ひとは、かすかな反応にも気づかれ、意欲を引き出す支援を受けている
47. 【重心項目】子ども一人ひとは、その子の心身が楽で、障害による発達障害が軽減されるようなポジショニングに基づいた支援を受けている

F. 支援者の専門性：連携およびソーシャルインクルージョン

48. 支援者は、事業所内において、チームで連携した発達支援を実施している
49. 子ども一人一人の支援の目的と内容は、事業所・家庭・関係機関で共有され、各所の支援が調和的に子どもの育ちに資するような連携が実現されている
50. 子ども一人一人は、次のライフステージ、関係機関、一般施策機関への移行に際して、支援が途切れないための引継ぎを受けている
51. 事業所は、保育所等訪問支援により、子どもの集団生活の場において、子どもへの直接支援および保育者への間接支援を行っている
52. 【保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援】事業所は、訪問支援に、適切な経験ある支援者を派遣している
53. 【保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援】支援者は、訪問前に家族や保育所等との連絡と調整を行っている 覚醒時間等の確認と調整
54. 【保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援】支援者は、保育所等訪問支援において、行動観察と関連情報の収集に基づいた適切な助言を行っている
55. 【保育所等訪問支援】保育士は、支援担当者から専門用語を多用されず、分かりやすい表現で、説明を受けている
56. 【保育所等訪問支援】支援者は、適切な実施間隔と実施期間で適切に保育所等訪問支援を実施している

G. 支援者の専門性：家族支援

57. 保護者は、保護者自身の価値観を尊重されている
58. 保護者は、子どもの特性理解に向けた支援者との話し合う機会を提供されている
59. 保護者は、子育てで困難や不安を感じることを支援者に話して、支援の説明や安心感を得る機会を保障されている
60. 保護者は、支援者から、子どもの発達課題に家庭で取り組むための手続きや工夫を指導されている

61. 保護者は、支援者から利用日の子どもの情報を適切に伝えられ、相互共有できている
62. 保護者は、子どもの将来の状態像とのつながりがわかるよう配慮された情報提供を受けている
63. 保護者は、支援者から共感的に支援されている
64. 保護者は、保護者同士で交流する機会や情報を提供されている
65. 保護者は、保護者も参加できる講演会や研修会の機会や情報を提供されている

H. 支援の専門性：支援のアウトカム

66. 事業所は、子ども一人一人に対する支援の効果を検証している
67. 家族は、当事業所の支援に満足している
68. 子ども一人一人は、当事業所の支援に満足している
69. 子ども一人一人は、個人のニーズに応じた個別の支援を受けている
70. 子ども一人一人は、障害児支援に関するガイドラインに沿った支援を受けている
71. 子ども一人一人は、十分に質の高い支援を受けている

事業所インタビュー ストーリー例

○外部評価者 / #事業所の肯定的応答 \$事業所の否定的応答

A 事業所の体制

1. ○この事業所さんには、心理士や作業療法士などの専門職の方はおられますか？

#ええ、います。

○それはいいですね、専門職の方から他のスタッフさんにも専門性が自然に広がると言ったことはあるんですか？

#そうですね。

○自然に伝わるのはあるでしょうね、それ以外にも、専門職の話聴く研修会とか、実際にケースと一緒に関わりながら専門の見方なんかを伝えていくような機会もあるんですか？

#ええ。定期的にやっています。

○それはいいですね。どんな感じでやっておられるか、少し教えてください。

\$いや、その機会は作っていないんですよ。

○そういった機会を設定すると、さらに専門職のスキルが事業所に広がっていきますね。

\$いや、広がっていくという感じではなく、個々にやっていますね。

○それはちょっともったいないですね。専門職と他の支援者がケース検討をする時間がとりづらいという感じですか？

#そうなんです。とりづらいんです。

○どうすれば、とれそうでしょうか。その時間を工夫すると随分、支援の質も上がると思うのですが。

\$時間は取れるのですが、よい形にならなくて。

○ケース検討がうまくいかない理由って、何だと思われますか？

\$いや、いないんです。

○そうなんです。専門職スタッフがいることで支援の質が上がるといった声もあるので、その条件が整うとよいですね。

そういう条件が整うためには、どんなことが必要と思われますか？

2. ○専門職のいる・いないにかかわらず、スタッフ研修って大事だと思うんですが、内部研修とか外部研修などの機会は作っておられますか？

#そうですね、ありますね。

○どんな感じで、その機会を作っているか、少し教えてもらえますか？

(事業所の応答)

3. ○日常業務と研修って、特に外部研修だと両立に工夫が必要だと思うのですが、勤務時間内での外部研修もあるんですか？

#そうですね。条件はありますが、できるだけできるようにしています。

○その条件について、少し教えてください。

\$いや、勤務時間内は厳しいですね。

○なるほど、そうなんですね。どんな条件が整えば、そういったことができそうですか？

4. ○研修って少し大きくなりますけど、支援者の経験値に応じて、もっと日常的なスーパービジョンやコンサルテーションの機会を作るといったことはどうですか？

#そうですね。それはやっていますね。

○どんな感じでされているのか、少し教えてください。

\$いや、なかなか、そこまでできていないですね。

○なるほど、そうなんですね。どんな条件が整えば、そういったことができそうですか？

5. △△事業所さんでは、子どもの発達支援のための取り組みをいろいろとされていると思うのですが、それらをHPやSNSで発信する取り組みはされていますか？

#それは心がけています。

○情報発信する際に、一番大事にされていることはなんでしょうか。よかったら、具体的な例を見せてもらえませんか。

\$なかなかできなくて。

○なるほど、そうなんですね。どんな条件が整えば、そういったことができそうですか？

F 支援者の専門性：連携およびソーシャルインクルージョン

○この事業所さんでは、スタッフの方々は、互いに連携して支援にあたっておられますか？

例えば、支援をしていて行き詰まったときに他の支援スタッフに、どうすべきかを尋ねてみたり、
また、逆に、うまくいった支援方法をみんなで共有して、他の利用児にも活用できるかを話しあったり、といったことなんですけど。

#ああ、それ、うちの事業所ではけっこうやっていますよ。

○それはすごいですね、そうすると、一人一人の支援スタッフの経験や考えのよいところが共有されていきますね。

#そうですね。

○ただ、場合によっては、あまりよくないやり方を伝え合ったり、本来、そのやり方が合っていない子どもにもやってしまったたり、といったことが起こる場合もあるんですけど、それはどうですか？

#いや、それはあまりないみたいですね。実際に、やってみての効果を振り返って伝え合ったりしていますよ。

○それは、素晴らしい！ そういった振り返る視点が共有されているのはよいですね。

○それはいいですね。どんな感じでやっておられるか、少し教えてください。

\$いやいや、そうなんですよね。そういったことも実際あって、困ることもあるんですよ

○そうですか……。そういった間違っ知識の広がりや止めるための取り組みなどはされていますか？

#そうですね、取り組んではいるんですけど、なかなかですね。

○取り組むことが大切ですね。例えば、やってみての効果を皆で振り返るのもよいみたいですよ。

\$いや、なかなかできていないんですよ。

○なかなか、難しいですね。

そういうせっかくの伝え合いがよい効果を持つには、どんなことが必要と思われますか？

○ところで、そういった発達支援の連携は事業所の中だけでなく、学校や家庭ともできていると、子どもへの支援が充実する
と言われているのですが、支援の目的や内容は事業所と家庭や関係機関で共有されていますか？

次の質問

#そこは共有されていますね。

○素晴らしいですね！事業所外との支援連携ってなかなかうまくできないという声があるんですけど、この事業所さんでは、どんな工夫で、それを実現されているか、少し教えて下さい。

(事業所の応答)

○あと、支援の目的と内容が共有されたところで、それぞれの役割分担もはっきりしてきて、全体として、調和的に、子どもの発達を支えていけるような支援連携ができてきているかどうかについてはどうでしょうか？

▶ #支援の目的と内容を共有する中で、それぞれの役割も見えてきて、うまく連携できていますね。子どもさんの生活場面によってチグハグさはなく、支援は一貫しているのじゃないでしょうか。

○本当にスゴイですね。

そのような連携体制を実現する上でどんなことを工夫されたのか、教えてもらえないでしょうか。

▶ \$いやいや、調和的な連携・・・までは到達していないかな。

○なるほど、それぞれの物の見方もあって、なかなか難しいですからね。

連携が調和的に動いていくためには、どんな条件を整えばよいと思われますか？

\$いや、そこがなかなか共有されないんですね。

○確かに、なかなか難しいという声はあるんですよ。

今後、事業所外の方々との連携を実現するためには、どんな条件を整えばよいと思われますか？

\$いや、やれていないんです。

○そうなんです。なかなか、難しいですね。

事業所内で、スタッフさんが連携していくためには、どんな条件を整えばよいと思われますか？

評価の着眼点と解説

A. 事業所の体制

1. 事業所は、心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などの専門職を配置している

着眼点

- ・ 専門職の配置の有無
(職種：)
- ・ 専門職の職員割合

解説

これらの専門職は子どもの障害特性に応じて常勤あるいは非常勤で配置されていることが望ましい。例えば、身体障害の子どもに対しては作業療法士が、コミュニケーション障害のある発達障害の子どもには言語聴覚士が配置されていることなどである。これらの専門職はガイドラインでは必須ではないが、子どもの障害特性に応じた配置が望ましい。

2. 事業所は、定期的に支援者を対象とした内部研修を実施し、OJT (On the Job Training) を含んでいる ※OJTとは、日常業務を通じた職員研修のこと

着眼点

- ・ 内部研修の有無や頻度
- ・ 虐待・身体拘束の研修会の機会提供の有無 (名中 名参加)
- ・ 研修資料
- ・ OJT研修の手法を理解できているか尋ねる
- ・ 支援場面でのOJTの有無と内容

解説

内部研修とは、事業所内で実施する支援時間外の支援者対象の研修のことである。外部講師による事業所内での研修会等も含まれる。支援者の支援の質を向上させるために、事業所は定期的に内部研修を行っているかを確認する。支援者が研修に参加していることを書類などで確認する。すべての支援者が少なくとも年に1回以上の研修を受けていることが必要(ガイドライン)であるが、研修の機会が多いほど望ましい。ガイドラインでは虐待防止委員会の設置や虐待防止のための研修会への参加、やむを得ない場合の身体拘束の手順等が示されている。支援者の一部が外部での研修を受けた上で、虐待防止、安易な身体拘束の防止のための事業所内での研修がなされているかを記録などで確認する(ガイドライン)。

また、初心の支援者が子どもを支援する能力を向上させるためには実際の療育場面で、経験者によるOJTを行う必要がある。経験の乏しい支援者に任せきりになっていないかを確認する。個別支援の場面であれば、経験者がオーバーラップして支援に入り指導する機会があるかどうか、集団支援の場面であれば、経験者が適宜指導する機会があるかどうかを確認する

3. 事業所は、支援者に外部の研修会に参加して専門性を高める機会を提供しており、勤務時間内での研修受講を認めている

着眼点

- ・外部研修の機会を勤務時間内に認めているかどうか

解説

支援者の支援の質を向上させるために、事業所は支援者に対して国や都道府県、民間の主催する外部研修への参加を推奨しているかスタッフ、事業者などに確認する。すべてのスタッフが年に1回以上の外部研修を勤務時間内に受けていることが望ましく、研修の機会が多いほどより望ましい。

4. 事業所は、支援者に、経験値に応じた頻度でのスーパービジョンやコンサルテーションを受ける機会を提供している

着眼点

- ・内部でのスーパービジョンやコンサルテーションの有無とその内容
- ・外部のスーパービジョンやコンサルテーションの有無とその内容

解説

定期的に支援者研修を行うことは重要であるが、支援者のスキルや経験年数は様々であり、支援者の経験値に応じた頻度や内容のスーパービジョンやコンサルテーションを受けているかを確認する。初心者もベテランも同じ内容のスーパービジョンやコンサルテーションになっていないことが大切である

5. 事業所は、ホームページやSNS等で事業所に関する情報を適切に発信している

着眼点

- ・ホームページ・事業所パンフレットの有無
- ・提供している活動が分かりやすいか
- ・現在の利用者の声を載せていないかどうか（倫理面への配慮）
- ・写真等を掲載する場合の同意取得
- ・過大広告などの不適切な表現がないかどうか

解説

保護者が適切な事業所を選択できるように、事業所は積極的に情報を公開する必要がある。保護者にとって必要な情報が得られるようにホームページやSNSなどでわかりやすく情報発信しているかどうか、発信された情報が事業所の実態を正確に反映しているかを確認する。魔法などの文言などを使って、過大広告をしている場合があることに留意する。外部評価の訪問前にホームページを確認し、当日に臨むこと。

B. 支援者の専門性：基礎知識とスキル

6. 支援者は、子ども一人一人をアセスメントする適切なツールや方法を理解し、アセスメントするスキルを有し、支援に活かしている

着眼点

- ・アセスメントをどのように行っているか
- ・インフォーマルアセスメントとフォーマルアセスメントを組み合わせ使っているか
- ・アセスメントの結果から、支援計画や支援に直結する情報を得ることができているか

解説

子どもの発達支援をしていく上で必要と考えるアセスメントを、どのような手段で行っていて、それをどのように支援に反映させているのかを確認する。インフォーマルアセスメントとフォーマルアセスメントと組み合わせ実施していることが望ましいが、「特定のアセスメントをやっているか否か」で判断することは適切ではない。標準化された尺度を使っている場合でも、支援に反映されていない場合もあるため、支援に直結するアウトカムをアセスメントが出せているかどうか、を評価する。

7. 支援者は、子どもが行動上の問題を起こす理由を理解し、行動上の問題を軽減するためのスキルを有し、支援に活かしている

着眼点

- ・行動の問題へのアセスメントをどのように行っているか
- ・行動の問題が起きている理由を特定できているか
- ・行動の問題のきっかけを除去しようとしているか
- ・行動の問題の後の対応は適切か
- ・行動の問題の代替行動の指導を計画しているか（行動の問題が起きている場面での指導が望ましい）
- ・行動の深刻度・危険度に応じた対応ができているか
- ・保護者、職員での共通理解のために対応の手順書などを書面にしているか

解説

支援者は、子どもの行動が問題となる場合、原因を評価し、問題性を軽減させるスキルを有しているかどうかを確認する。子どもが「行動の問題」を生じたときに単に叱責する、説得する、親のしつけのせいにするなどの不適切な対応をとらずに、障害特性や環境要因を考慮した対策をとれる能力を持っているかを把握する。

8. 支援者は、運動・認知・言語・情緒の定型的な発達についての基本を理解し、支援に活かしている

着眼点

・子どもを支援する上で、運動・認知・言語・情緒の発達経過から子どもの状態像をとらえる視点を持っているかどうか

解説

子どもの状態像を運動・認知・言語・情緒の側面から総合的に捉える視点を持っているかどうかを確認する。支援者は運動・認知・言語・情緒の定型的な発達についての基本を理解していることが、その前提として求められる。その知識を踏まえ、子どもを包括的に理解し、支援目標の立案や支援に活かすために使えているかどうかを問う。インタビューでは、定型的な発達に関する知識を問う口頭諮問のようにならないようにすること。

C. 支援者の専門性：アセスメントに基づく支援

一個に応じた支援とライフコース

9. 子ども一人一人は、個別の障害特性に配慮された支援を受けている

着眼点

- ・個別ファイルに診断名の記載の有無
- ・記載がない場合、子どもの特性を見立てるためのアセスメントおよび情報収集を行っているかどうか
- ・各障害の障害特性をどの程度理解しているか
- ・その上で、どの程度子どもの障害特性に配慮した対応ができてきているか

解説

障害のある子どもの感覚の問題、思考、問題解決に関わる認知特徴は定型発達の子どもと異なることがある。また、障害種別によって障害特性が異なる。例えば、自閉スペクトラム症の子どもは視覚優位のことが多く、限局性学習症の子どもの一部や視覚的理解より聴覚的理解が優れていることがある。聴覚障害や視覚障害を合併している場合は、それぞれに配慮する必要がある。

自閉症スペクトラム、ADHD、LD、知的障害、運動障害、重心、てんかん、視覚障害、

聴覚障害などの障害特性はそれぞれ異なり、障害特性に応じた配慮が必要になる。障害特性について十分な理解があるか、障害特性に配慮した支援を行っているかどうかを確認する。

【重点】子ども一人ひとりにとっては、障害をもっている状態が当たり前であることを、スタッフが認識していることを確認する。

10. 子ども一人一人は、日常生活での自立と適応状況が評価され、また自立と適応を促すための支援を受けている

着眼点

- ・日常生活の自立と適応状況の評価するための方法を知っているかどうか
- ・評価しているかどうか
- ・自立と適応を促すための支援が計画されているか

解説

子どもの発達支援においては、日常生活での自立と適応度を上げることが目的となる。自立と適応状況をインフォーマルアセスメント、フォーマルアセスメントいずれかによって評価し、適応を促すための支援ができているかを確認する。行動上の問題の低減と、それに資するスキル獲得の指導が肝要である。

また、子どもが自分でできることを支援者がしたり、子どもを必要以上に管理したり、集団活動を優先することは子どもの自立を妨げる。子ども一人一人が自分のことを自分自身で管理していることを評価する。

11. 子ども一人一人は、余暇スキルのレパートリーを増やすための支援を受けている

着眼点

- ・アセスメントされているかどうか
- ・目標が妥当かどうか
- ・余暇スキルを増やすための支援が行われているかどうか

解説

余暇スキルの支援は忘れられがちであるが、子どもの現在・将来のQOLを高め、保護者の負担を軽減するためには重要なスキルである。余暇スキルの支援も意識しているかを確認する。

12. 子ども一人一人は、適切なコミュニケーションの方法を学んでいる

着眼点

- ・現在の機能的なコミュニケーションスキルがアセスメントされているかどうか
- ・設定されている目標が妥当かどうか
- ・問題行動の代替行動を育むためにコミュニケーション指導が行われているかどうか
- ・支援機器の有無

(重症心身障害児施設では情報収集のためにインタビューを実施)

解説

子どもの障害特性や発達水準に相応な適切で機能的なコミュニケーション行動を学んでいるかを評価する。問題行動は不適切なコミュニケーションという側面を持っていくことも少なくないため、適切なコミュニケーション行動を学ぶ機会が保障されているかどうかを確認する。必要に応じてコミュニケーションツールなどを使用し、子ども一人一人の能力や障害特性に応じて適切なコミュニケーションの方法について学んでいることを評価する。

また、子どもに対して「支援を求める」「拒否をする」機会が保障され、その意思を表出するための支援がなされていることに対しても注目する。支援者によっては「手伝って」「嫌」などの表現を子どもがとることは不適切と判断し、無視したり「がんばって」などと励まし、「援助要請」や「拒否」する表現の機会をうばいがちである。その結果、他害等の問題行動の表出につながっていることも少なくない。援助を要請したり、自分の意に反することを拒否することを尊重する態度を支援者がとっているかどうかの評価される。(この子どもの「拒否」を「援助要請」「拒否」の指導には言語による表出に加えて、絵カードや文字カードなどの視覚支援、PECS、拡大・代替コミュニケーション(Augmentative and Alternative communication, AAC)などが活用されることが望ましい。

13. 子ども一人一人は、自己決定する力を育てるための支援をうけている

着眼点

- ・アセスメントされているかどうか
- ・自己決定する力を育てることが妥当かどうか
- ・利用者(こども)が自ら選択できるような支援の工夫ができているか?(カード等、絵)
- ・支援機器の有無
- ・選択肢を提示しているか

【重心】 重心児の反応、表現等をしっかり読み取るような研修の有無

解説

子どもが自己決定する力を育てるために、主に表出性コミュニケーションの支援を受けているかをチェックする。表出性コミュニケーションの指導には言語による表出に加えて、必要な場合は絵カードなどの視覚支援、PECS、拡大・代替コミュニケーション（Augmentative and Alternative communication, AAC）などが活用されることが望ましい

14. 子ども一人一人は、自分の長所が把握され、それに基づいた支援を受けている

着眼点

- ・個別支援計画に反映されているか

解説

個々の子どものアセスメントにより長所を把握し、長所を活用した指導を行っているかどうかを確認する。障害のある子どもであっても、苦手な面だけでなく、必ず長所を持っている。例えば自閉症スペクトラムの場合は音声言語の理解は苦手でも視覚認知や記憶力が優れていることが多い。長所に基づいた支援を行っているか、そのような意識を支援者がもっているかを確認する

15. 子ども一人一人は、自分の嗜好（好み）が把握され、それに基づいた配慮ある支援を受けている

着眼点

- ・子どもの嗜好に関する記述の有無

解説

遊びや食事、運動などについて一人ひとりの子どもの嗜好を把握した上での支援をしているかをみる。例えば、遊びや食事の場面で子どもが好みのものを選択できるような配慮がされているかを確認する

16. 【放課後等デイサービス項目】子ども一人一人は、次のライフステージに応じた将来の夢や希望を実現するための話し合いに、可能な限り参加している

着眼点

- ・子どもの将来の夢や希望が書かれている
- ・個人支援計画作成に、可能な限り子ども自身が参加する機会がある

解説

将来の夢や希望は子ども一人一人が違う。子どもの夢や希望を実現するための話し合いに子どもが参加し、子どもの意思が反映されていることを評価する

17. 【入所項目】子ども一人一人は、可能な限り、生活の中で自分の好みが反映されるように配慮されている

着眼点

- ・本人の好みに関する記載があるかどうか
- ・好みを反映する方法が記載されているかどうか

解説

子どもを理解するためには、子ども一人一人の好みを知ることが基本となる。その上で、個別に配慮が必要な場面を検討し、子ども一人一人の好みが生生活や活動に反映していることを評価する

18. 【入所項目】子ども一人一人は、生活を豊かにすることを目的とした多様な活動体験をしている

着眼点

通常の重症児者はもちろん、気管切開や人工呼吸器を装着していても、可能な範囲で積極的な活動体験をしているか？

解説

気管切開や人工呼吸器を装着していると、感染や急変を恐れるあまり、活動体験の幅が狭まりやすい。そこを、経験と技術の裏打ちのもとに、ポジティブに考えるような施設の方針であるべき。

19. 【入所項目】子ども一人一人は、可能な限り、個人に合った役割（食事の手伝い・掃除等）をもち、それを自立的に最後まで成し遂げている

着眼点

- ・個人に合った子どもの役割に関する目標の記載がある
- ・役割が強制的になり、過度な負担にならないような配慮がされている
- ・役割が周囲から認められている

解説

自分は無くてはならない存在であると思うことは、人との関係においても、自立していく上でも重要である。部分的な参加であっても、その役割を担い、最後まで自立的に成し遂げていることを評価する

20.【入所項目】子どもは、家族に会う機会や入所施設以外の友人と遊ぶ機会が提供されている

着眼点

事業所インタビュー

- ・家族に会う機会や入所施設以外の友人と遊ぶ機会の提供の有無

解説

入所施設の子どもは、家族に会う機会や入所施設以外の友人と遊んだり連絡をとる機会が保障され、制限されていないことを確認する。特別の理由がある場合は、その理由が明確に記載されていることが必要である。

友人と遊ぶ機会には、年齢によって交際を含む場合もある。

21.【入所項目】子ども一人一人は、本人の意思や好みに応じて地域の行事に参加したり、地域の人とふれあう機会を提供されている

着眼点

- ・本人の意思や好みに応じて地域の行事に参加したり、地域の人とふれあう機会を提供されているかどうか

解説

現在・将来の子どもと地域とのつながりを促進するために、子どもは地域の行事に参加するなどして、地域の人と触れ合う機会が提供されていることが必要である。その際に、単に参加するだけでなく、子どもが不安なく楽しめて参加できるように、個々の子どもの障害特性や嗜好への配慮があることを評価対象にする。

22.【入所項目】本人の能力と特性に応じた教育を受ける機会が提供されている

着眼点

- ・本人の能力と特性に応じた教育環境の選択肢の提示の有無

解説

入所施設においても、できる限り教育を受ける機会が保障される。また学校選択においても、本人の能力と特性に応じた教育が受けられるように配慮されているかをみる。例えば、近隣の特別支援学校以外の選択肢がないような状態は避けねばならない

D. 支援者の専門性：個別支援計画 一個に応じた支援とライフコース

23. 保護者（および可能な範囲で子ども自身）は、個別支援計画の作成に参加している

着眼点

- ・ 個別支援計画への参加者の記録
- ・ （重心）計画の話し合いに同席しているか

解説

個別支援計画の作成は支援者のみが行うことなく、保護者の要望や考えに配慮して作成されているかをみる。また可能な範囲で子ども自身の希望が反映されているかについてもチェックする（ガイドライン）

24. 個別支援計画の目標の主語は、利用者である

着眼点

- ・ 目標の主語が利用者であるか
（間違った例：～できるようにサポートします、は主語が事業者である）

解説

支援目標は子ども目線にたって考えることが求められており、目標の主語も子どもであることが望ましい。子どもを主語にすることで、その目標が子ども自身が望むものであり、子どもにとって無理のない目標であることがより明確に意識されるようになる

25. 子ども一人一人の個別支援計画は、個別のアセスメントに基づく適切なものである

着眼点

- ・ 支援計画策定のためのアセスメントにインフォーマルアセスメントおよびフォーマルアセスメントの両方を実施しているか
- ・ 支援計画の妥当性（現時点および近い将来に必要なスキル獲得、支援の優先順位）

解説

子ども集団全体に画一的な指導をしているのではなく、子ども一人一人の個別のアセスメントに基づいた課題設定や環境設定がなされているかが要点である。個別支援計画の内容が複数の子どもで同じだったり、類似しているような場合は改善が必要になる。個別のアセスメントとしてはフォーマルなアセスメント（知能検査、PEP-3、TTAP、Vineland-II 適応行動尺度、PARS-TR など）とインフォーマルなアセスメント（子どもの行動観察、保護者の意見など）の両方がされていることが望ましい。

（重心）子ども一人一人は、運動能力と知的能力に応じたケアを受けている。それは長期的な身体的変化を想定されており、また、日々の変化に対応している。

26. 子ども一人一人は、個別支援計画において、自立に求められる幅広い領域に対応した目標が設定され、多様な経験をしている

着眼点

- ・プログラムや活動において、指導のターゲットとしている発達支援領域が一部に限局化せず、多様な領域をカバーしているかどうか
- ・事業所の活動一覧表（月間スケジュール等）

解説

狭い領域に焦点化した発達支援ではなく、自立に求められる幅広い領域に対応した目標が設定され、多様な経験の獲得が保障されているかどうかを確認する。例えば、運動、絵画、音楽を中心として活動している場合であっても、その表面的な手法ではなく、その活動の中で、どのように多様な領域の支援をし、子どもの自立と適応につなげているかを評価する。

27. 【重心項目】子ども一人一人の個別支援計画には、医療ケア、生活支援、発達支援がバランスよく盛り込まれている

着眼点

- ・医療が常に必要な重症児で、生活支援、発達支援が消極的なものになっていないか？

解説

子ども一人ひとりの支援は、やはり自立を目指すものであるべきである。重症児の自立は、医療ケア・生活支援・発達支援を受けながら、精神的・身体的に安定して、その人らしく過ごせること、周囲への働きかけが弱くても、重症児でない子どもと同様に、その子の存在が確かなものであること。

28. 子ども一人一人は、個別支援計画において、6ヶ月以内に達成が見込まれる具体的な目標が設定されており、実際に6ヶ月おきに評価されている

着眼点

- ・支援目標が測定可能な客観的で具体的な内容になっているか
- ・6か月以内に達成が見込めるか
- ・達成の有無、程度を何らかの形で測定しているか

解説

ガイドラインでは概ね6ヶ月に一回以上モニタリングを行うことになっている。個別支援計画立案の際には6ヶ月以内に達成が見込まれる具体的な目標を設定する必要がある。具体的でないで達成できたかどうか判断できないからである。例えば「コミュニケーションを伸ばす」「対人交流が増える」「多様な経験をする」なども目標は抽象的すぎて、どのようにも解釈され達成できたかどうかは恣意的に判断されやすい。例としては「要求

をカードで表現できる」、「集まりの時間に〇〇ゲームに10分参加できる」などの具体的な達成目標が記載されているかを確認する。

29. 子ども一人一人は、個別支援計画において、獲得したスキルを学校や家庭などの日常生活で幅広く使えるようになるような工夫がされている

着眼点

- ・事業所で獲得したスキルを生活場面や学校等で使えるようにするための計画をたてているか
- ・家庭や学校で使用するための伝達がされているか

解説

個別支援計画で目標にしたスキルは事業所内や家庭内でのみで必要なものではなく、将来の自立を目指した生活場面で使うことが意識されているかをみる。例えば、コミュニケーションスキルの獲得に関して事業所内でおやつや食事の場面など限定した場面で獲得されれば良しとするのではなく、保育所や家庭などの他の場面でも活用することを考慮した支援内容になっているかをチェックする

30. 保護者に向けた書類（個別支援計画や検査報告書等）は、保護者に分かりやすく、専門用語を使わず、子育ての参考や子供の理解につながるような内容である

着眼点

- ・保護者が理解できるような平易な表現になっているか

解説

個別支援計画や検査報告書は保護者が読んでわかるように専門用語をできるだけ使わないなどの配慮がなされている。保護者の考え方や理解力に配慮した記述がなされているかも確認する

E. 支援者の専門性：支援環境の整備 一個に応じた支援

31. 子どもの環境は、障害に応じた整備がされており、また必要な道具が準備されている

着眼点

- ・必要な整備、必要な道具がアセスメントされているか
- ・部屋の構造
- ・道具の種類

解説

重症心身障害児の場合は、バリアフリーであることは当然ながら、食器類など日常的に使用する道具も特別な仕様を要する場合があります、それぞれの子どもに適した必要な道具が

整備されている必要がある。

環境は、重心児に限らず、すべての子どもに対して、必要な整備がされる必要がある。

32. 事業所は、それぞれの活動エリアと活動の流れが子どもにとってわかりやすいように明瞭化された支援環境となっている

着眼点

- ・本人が理解できる方法での活動エリアと活動の流れの提示の有無
- ・構造化された活動エリアと活動の流れが子どもに対して有効であるかどうか
- ・必要でなくなった構造化は低減されていくようなプロセスが想定されているか

解説

子どもが、いつ、どこにいるべきか、何をすべきか混乱しないように、空間の構造化と時間の構造化を念頭に置いた支援環境の設定を行うことが肝要であり、そのような環境調整ができていないかどうかを確認する。これは、子どもが混乱しないためであって、支援者の恣意的に子どもの活動を制限するものではないことに留意する。

スケジュールや手順書などの視覚支援がされているときは、その支援が実際に子どもが活用できているかを確認する。子どもが実際には使用していないスケジュールなどがある場合には改善点として指摘する。

33. 子ども一人一人は、過剰な感覚刺激に晒されないように、環境上の配慮がされている

着眼点

- ・感覚面の過敏さがある子どもの把握と対応の有無
- ・感覚刺激の利用への配慮の有無

解説

障害特性により、音や光、触覚刺激などの感覚刺激を苦痛の感じる子どもがいる。そのような場合、子ども一人ひとりの感覚の受け止め方の違いに配慮しているかどうかをみる（ガイドライン）

子どもが実際には活用していない視覚指示や標語などが多すぎないかもみる。

34. 子ども一人一人は、必要に応じて個別の部屋や場所の使用が認められている

着眼点

- ・個別に使用できる部屋や場所があるか
- ・個別支援計画に、必要に応じて個別の部屋や場所を使用するなどの記述があるか

解説

子どもの特性によっては常に集団の中にいることが苦痛な場合がある。そのような場合に柔軟に個別の部屋や子どもが安心できる空間を設定しているかどうかを評価する。施設によってはスヌーズレンルームやカームダウンエリアが設定されている。これらの空間は必ずしも部屋である必要はなく、間仕切りなどで設定していても子どもにとって落ち着ける空間になっていれば評価できる。

35. 子ども一人一人は、支援者から穏やかな声や表情で対応されている

着眼点

- ・ 支援者の声のトーンについて、穏やかであると評価者が主観的に感じるか
- ・ 支援者の言葉遣いは、利用児の年齢および理解力に応じたものか
- ・ 支援者の表情について、笑顔が多いと評価者が主観的に感じるか

解説

支援者が子どもに対して威圧的・高圧的な態度で接することがないこと、子どもが不安感や無力感を感じないように穏やかでフレンドリーな雰囲気での接しているかを確認する。

支援者が大声で叱責したり、指導とは無関係な私語や愚痴などを言っていないかも確認する。

36. 子ども一人一人は、自分が理解できるように支援内容と方法についての情報提供を受けている

着眼点

- ・ 子どもへの支援に関するインフォームドコンセントがされているかどうか
- ・ 支援の際に、言葉、文字、写真、絵、ジェスチャー、サイン、実物等を利用し、情報を理解できるよう工夫されているか
- ・ 補聴器やメモ用紙、メガネ、拡大鏡、点字本等、必要な道具を使用できる環境があるか
- ・ 全体に話したことを個別に伝えたり、静かな場所で伝えたり、理解しやすい工夫をしているか

解説

理解の仕方は子ども一人一人が違う。子どもが理解できる支援内容と方法であることを評価する。言葉を理解できる子どもであっても、視覚的なもので提示された方がより理解ができる場合も少なくない。

子どもが最も適応的に自立的に行動するための最善の方法での情報提供の提示がなされているかどうかを確認する。

37. 子ども一人一人は、スキルの獲得に際して、支援者の介助、補助のレベルが計画的に減らされ、自立につながられている

着眼点

- ・子どもの自立を促すための補助の程度のバリエーション（身体介助、モデリング、指さしでの指示、言語指示、視覚支援）の理解
- ・子どもに現段階でどんな補助が必要かを把握しているか
- ・補助の度合いを減らすように計画しているか
- ・必要以上に補助していないか（例：全員に身体介助等）

解説

スキル獲得の指導をする際に、支援者がどの程度の補助をするかを常に意識し、将来は自立してスキルが使用できるように、支援の程度を減らしていけるように指導しているかどうかを確認する。このことは、すべて子どもにやらせるということを意味しない。環境調整や待つことで子どもが自立してできることを、時間がないなどの理由で支援者が肩代わりしてないか、過剰な支援をしていないかといった視点で確認する

38. 子ども一人一人が学ぶ際には、成功体験をできるだけ多く持つことが重視され、失敗体験はできるだけ回避されるように配慮されている

着眼点

- ・できる限り失敗せずに学習できるような計画が記載されているか
- ・失敗せずに学んでいるかどうか

解説

スキル獲得の指導をする際に、間違っただけのように教えられると間違っただけのように学習し、正しく教えられると正しく学習する。子どもはエラーの修正が難しかったり時間がかかる場合も多く、これらの観点から、できるだけ失敗せずに学べるような工夫が必要である。成功体験を積むことは支援のプロセスの一部であり、目標そのものではない。

39. 子ども一人一人が学ぶ際には、成功体験にはほめられる機会が、失敗体験には次の成功に向けた再チャレンジの機会が保証されている

着眼点

- ・褒められる機会が多くみられるか（多さの基準は主観でよい）
- ・できるだけ失敗せずに学ぶように努力するが、それでも失敗した場合にやり直して成功できる機会があるか

解説

子ども一人一人をほめて育てること、失敗しても修正できるような環境を準備することは重要である。できる限り失敗せずに学ぶ工夫をするが、それでも失敗した場合に再度チャレンジする機会があることを評価する。

40. 子ども一人一人の毎回の行動変化および活動環境(人や物)の影響を確認できるように、直接観察により継続的に数量的評価がなされている

着眼点

- ・毎回のサービス提供記録の有無
- ・行動変化だけを記録するのではなく、どのような支援場面でどのような行動変化が見られたのか。
- ・あるいは、どのような場面では行動変化が見られていないのか。
- ・上記の内容が、記録された内容が文章での記述のみではなく、客観的に数量的に計測可能な形になっているかどうか

解説

毎回の指導の記録は単なる印象や紋切り型の記載ではなく、個別支援計画に沿って支援目標の達成度等や、課題となる行動がある場合はその頻度などが客観的・数量的に記載されていて、目標の達成度が可能な限り客観的に記載されているかを確認する。子どもの行動変化は、活動環境（人や者）の影響との相互作用で検討することが肝要であるため、活動環境および行動変化の両方が客観的に把握できるようにしているかどうかを評価する。

41. 子ども一人一人は、食事を楽しく食べている

着眼点

- ・偏食等のアセスメントの有無
- ・過度な偏食指導は行われず、適切な支援がされているかどうか
- ・子どもの笑顔が相対的に多いか

解説

食べ物の好みや食べる早さ、摂取量など、子ども一人一人違う。食事の時間や場所、雰囲気などにも配慮する必要がある。食事を強要したり、制限していないかを含め、子ども一人一人の視点から食事を楽しく食べているかを評価する。子どもが食べることを拒否しなくても良いように、メニューに配慮や工夫があると高評価になる。

（重心）子ども一人一人は、自分のペースに合わせた介助で食事を摂取できる。経管栄養でも適切な声かけを受けている。

4 2. 子ども一人一人にとって、その空間は適度なスペースで清潔に保たれ、快適に過ごしている

着眼点

- ・子どもにとって適度なスペースがアセスメントされているか
- ・必要なスペースが確保され、清潔に保たれているか（清潔さの判断は評価者の主観でよい）
- ・子どもの笑顔が相対的に多いか

解説

同じ空間であっても、適度なスペース、清潔、快適に過ごすことは子ども一人一人の違い、職員も同じように違う。適度なスペースと清潔が保たれた上で、快適か快適ではないかを子ども一人一人の視点から評価する

4 3. 子ども一人一人は、自分のペースで活動できることが尊重された支援を受けている

着眼点

- ・不注意や不器用などのために行動が緩慢になっていたり混乱していないかを確認する
- ・その場合は、適切な対応が考えられているか
- ・そうでない場合は無理に急かすことなく、本人のペースを尊重しているか

解説

自分の意思を伝えたり、状況を理解するためには、そのための時間が保障される必要がある。知的障害や発達障害のある子どもは大人の指示や状況を理解するのに時間がかかることが多い。理解するための時間が保障される必要がある。

4 4. 子ども一人一人は、入浴・排泄に際しては同性によってケアされている

着眼点

同性介助の原則を堅持しているか？

解説

同性介護の維持には、施設側の強い意志が必要。

4 5. 事業所は、支援者や家族による虐待の可能性について考慮しており、その疑いがある場合、適切な機関に報告している

着眼点

インタビュー

- ・虐待の可能性を考慮しているか
- ・これまでに報告経験はあるか

解説

職員によるいじめや虐待については、潜在する危険性も含めて徹底防止に努める必要がある。虐待の危険の早期発見に努め、万が一虐待が認められた場合には、児童相談所など関係機関と連携し、速やかに対応することが重要である

46. 【重心項目】子ども一人ひとは、かすかな反応にも気づかれ、意欲を引き出す支援を受けている

着眼点

職員が想像力豊かにケアしているか？

解説

関わりに対する反応は、しばしば待つ必要がある。それだけの余裕を持って仕事をするべきである。

47. 【重心項目】子ども一人ひとは、その子の心身が楽で、障害による発達障害が軽減されるようなポジショニングに基づいた支援を受けている。

着眼点

支援計画にポジショニングに当たることが書かれているか？

解説

ポジショニングが発達や長期予後に重要であることが、施設全体で認識されているべきである。

F. 支援者の専門性：連携およびソーシャルインクルージョン

48. 支援者は、事業所内において、チームで連携した発達支援を実施している

着眼点

- ・サービス提供前後のミーティングの有無
- ・チーム内の各支援者役割の明確化
- ・前回の子ども様子を踏まえ、その日の対応を改善しているか
- ・関係する職員間で支援の実効性に資する情報共有を行っているかどうか
- ・ケース会議を定期的に行っているかどうか

解説

事業所内で、特定の支援者のみが担当の子どもの支援に関与するのではなく、子どもの支援をチームとして行っているかどうかを評価する。支援者によって子どもの接し方が異なると子どもも親も混乱する。機関として一定の支援方針で接するために支援者間のミーティングを定期的に行っているかを確認する（ガイドライン）。

支援が実際に効果をあげるためには、一人の支援者が特定の場面で判断するのではなく、できるだけ多様な支援場面で関係する職員が情報共有を密に行って子どもの全体像を把握する必要がある。そのような意識をもって情報共有を行っているかを確認する。

子どもの支援について、担当者の独善にならないように指導的な立場のスタッフも含めて複数の支援者が集まりより良い支援を行うためにケース会議等を実施し、研鑽をしているかどうかを確認する。

49. 子ども一人一人の支援の目的と内容は、事業所・家庭・関係機関で共有され、各所の支援が調和的に子どもの育ちに資するような連携が実現されている

着眼点

- ・連携の記録の有無

解説

障害のある子どもの発達支援は様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要がある。支援者は子どもの発達支援の連続性を図るため保護者の了解を得た上で保育園、学校、医療機関等と積極的に連携をとっているか確認する。医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども、主治医のある発達障害の子どもなどについては医療機関と連携した支援が必要である。また、子どもの事故や怪我、疾病などにそなえ近隣の協力医療機関を予め定めているかを確認する。

単に目的と内容が共有されているということではなく、機能的に連携ができていないかを問う。

50. 子ども一人一人は、次のライフステージ、関係機関、一般施策機関への移行に際して、支援が途切れないうための引継ぎを受けている

着眼点

- ・引継ぎのための資料の有無

解説

子ども一人一人は、次のライフステージ、関係機関、一般施策機関への移行に際して、支援が途切れないうために支援者が適切に引継ぎをしているかを確認する。引き継ぎ内容は事業所で行った子どもの特性、支援内容、達成した課題、未達成の課題、有効だった支援方略、効果の乏しかった支援方略などが含まれる

5 1. 事業所は、保育所等訪問支援により、子どもの集団生活の場での直接支援を行っている

着眼点

- ・ 保育所等訪問支援の実施の有無

解説

適切に保育所等訪問支援事業を行っている事業所は地域との連携を図ることに貢献していることが評価される

5 2. 【保育所等訪問支援】事業所は、保育所等訪問支援に、適切な経験ある支援者を派遣している

着眼点

- ・ 保育所等訪問支援の有無
- ・ 派遣する支援者の障害児支援経験年数（ ）

解説

保育所等訪問支援事業では事業所の訪問支援員が保育所や学校に訪問して子どもを直接支援するとともに、保育士や教員などの接し方や環境調整の助言をする必要がある。そのためには、事業所内で一定以上のスキルや経験のある支援者を派遣する必要がある。支援者の選択を適切に行っているかを確認する

5 3. 【保育所等訪問支援】支援者は、訪問前に家族や保育所等との連絡と調整を行っている

着眼点

- ・ 事前調整の有無
- ・ 事前調整の内容（ ）

解説

保育所等訪問支援事業では、支援場面が保育所や学校等の第三者であり、訪問の目的や支援の内容などについて保育所や学校、保護者と事前の連絡や調整を十分に行う必要がある。本事業の周知度は必ずしも高くないため保育所や学校側が得られない場合もあるが、そのような場合に事前に事業の意義や機能を説明するなど必要な連絡や調整を行っているかを確認する。

5 4. 【保育所等訪問支援】支援者は、保育所等訪問支援において、行動観察と関連情報の収集に基づいた適切な助言を行っている

着眼点

- ・ 保育所等への助言の適切性の確認（主訴に対する必要な情報の収集、子どもの特性と見立て、助言の一貫性・妥当性を確認する）

解説

訪問支援をする際には、支援者は一人一人の子どもの特性を行動観察と関連情報の収集に基づいて把握し、一般論ではなく個々の子どもの嗜好や障害特性に基づいた助言を行っているかを確認する

55. 【保育所等訪問支援】保育者は、支援担当者から専門用語を多用されず、分かりやすい表現で、説明を受けている

着眼点

- ・保育者が理解できるような平易な表現になっているか

解説

保育所等訪問支援において、保育者は、支援担当者から、保育者や教師等が十分に理解できるように保育者等の知識や経験にあわせて分かりやすい表現で納得できるような説明を受けているかを確認する

56. 【保育所等訪問支援】支援者は、適切な実施間隔と実施期間で適切に保育所等訪問支援を実施している

着眼点

- ・保育所等訪問支援の実施間隔と実施期間が、その後の見通しとの対応で妥当に位置づけられているか否か

解説

保育所等訪問支援は、一般の子どもの育ちの場（保育所・幼稚園・学校等）における子どもの生活適応と発達を支える手立てを、当該の子どもの育ちの場のスタッフとに伝達・共有し、子どもの育ちが支えられる中で、（可能な限り）フェイドアウトしていく側面を持つ。そのため、保育所等訪問支援の実施間隔と実施期間が、その後の見通しとの対応で妥当に位置づけられているか否かを確認する。

G. 支援者の専門性：家族支援

57. 保護者は、保護者自身の価値観を尊重されている

着眼点

- ・価値を尊重されていると感じるかどうか（主観でよい）

解説

保護者は、子育てや障害理解について、個別の価値観をもち、そのあり方は多様である。支援者は自身の価値観を押し付けることなく、保護者の価値観を尊重することが求められる（ガイドライン）

58. 保護者は、子どもの特性理解に向けた支援者との話し合いの機会を提供されている

着眼点

- ・子どもの特性理解におけた相談機会提供の有無
- ・頻度（ ）
- ・保護者が子どもの特性をどの程度理解しているか
- ・子どもの行動と障害特性をつなげて考えることができているか

解説

子どもの振る舞い等が理解できない保護者に、子どもの特性から行動を理解する視点を伝えることで、保護者の子どもの見方が多様になる。そして日々の子どもの様子を様々な角度から理解できるようになるため、それが保護者の安心感にもつながっていく。

保護者は、子どもの障害特性を理解できるように支援者から専門的な視点からわかりやすく説明され、自分自身の疑問についても率直に話し合う機会が提供され、子どもの障害特性について共通理解がとれているかどうかを確認する。具体的には掲示や広報誌、ホームページなどで、保護者の相談に応じる準備があることなどが明示されていることが必要である（ガイドライン）。

59. 保護者は、子育てで困難や不安を感じることを支援者に話して、当面の工夫や安心感を得る機会を保障されている

着眼点

- ・子育てで困難や不安を感じることを支援者に話す機会が随時または定期的に提供されているか
- ・頻度（ ）
- ・保護者・家族が感じているしんどさが受けとめられ、労いを体験しているか
- ・子どもの療育や支援の目標・アイデアを支援者と共有する機会が頻繁に提供されているか

解説

保護者は子育ての困難や不安を感じる点について、相談を希望したときは支援者が話し合う機会を個別または集団で適切な時期と時間で設定することが普段から提供されているかを確認する。

60. 保護者は、支援者から、子どもの発達課題に家庭で取り組むための手続きや工夫を指導されている

着眼点

- ・子どもの発達課題に家庭で取り組むための手続きや工夫の指導の有無

解説

家庭での子どもの支援も重要である。家庭での接し方について保護者がどのように取り組むべきか専門家としての知見を活かして保護者の支援を行っているかを確認する。必ずしもペアレントトレーニングのようなパッケージ化されたプログラムである必要はないが、口頭で助言するだけでなく、家庭で取り組むための手続きや工夫について、実際にやり方のモデルを見せたり、ロールプレイしてもらいながら伝えることが肝要である。

61. 保護者は、支援者から利用日の子どもの情報を適切に伝えられ、相互共有できている

着眼点

- ・ 保護者の意見
- ・ サービス提供記録

解説

支援者は保護者に利用日の子どもの正確な情報を伝える必要がある。送迎の時の短時間の立ち話だけでなく連絡帳などに子どもの状態が記載され、子どもの支援に関することが相互共有できていることを確認する。

62. 保護者は、子どもの将来の状態像とのつながりがわかるよう配慮された情報提供を受けている

着眼点

- ・ 進路や将来のことについてどれだけ情報提供されたか
- ・ 今の療育と次のステップとのつながりが説明されているか

解説

保護者は子どもの将来の状態についての予測が立てにくく不安になっていることが多い。そのため支援者は保護者に対して子どもの現在の状態と、将来予測される状態像の両方について情報提供を行うことが望ましい。その情報提供は、短期的には、現在の療育と次のステップとのつながりについての説明であり、長期的には、子どもの将来像に向けた療育の意味合いの説明である

63. 保護者は、支援者から共感的に支援されている

着眼点

- ・ 共感的に支援されていると感じるかどうか（主観でよい）

解説

保護者の子育てや障害に対する理解は必ずしも支援者と一致しているわけではない。また、理想的な子育てが可能なのはごく一部の保護者であり、保護者の多くは自分の子育てに対して不安全感や不安感、葛藤を抱えている。また抑うつ状態や発達障害特性のある保護者もいる。それぞれの保護者が持つ不安感や不安全感に対して共感的に接する姿勢が支援者にあるかを確認する

保護者と支援者は対等の立場で、共同して子どもを支援することが必要である。支援者が上から目線で保護者を指導するような関係ではなく、支援者は保護者の話を謙虚に聞く姿勢があるかを確認する。

64. 保護者は、保護者同士で交流する機会や情報を提供されている

着眼点

- ・保護者同士の交流会の機会や情報提供の有無
- ・ペアレントメンターの紹介の有無など

解説

事業所は、父母の会の活動を支援したり、保護者会を開催したりして保護者同士のつながりを蜜にできるような支援をしているか確認する。その際に保護者のみで話し合える機会を提供することにも留意する。職員のいない場で保護者だけで本音で語りあえる場や情報を提供することが望ましい。ペアレントメンターなどの活用についても紹介しているかどうかを確認する。

65. 保護者は、保護者も参加できる講演会や研修会の機会や情報を提供されている

着眼点

- ・講演会や研修会の情報提供の有無
- ・頻度（ ）

解説

保護者には事業所が主催する保護者対象の勉強会に参加する機会や、外部で開催される講演会や研修会に関する情報が提供されているかどうかを確認する。事業所主催の勉強会の内容は障害理解、支援方法、福祉制度、法制度、きょうだいへんの支援などがテーマになる。

祖父母は、保護者が求めれば、孫の障害特性や家庭での接し方に関する助言や勉強会の機会を提供されているかどうかを確認する。

H. 支援の専門性：支援のアウトカム

66. 事業所は、子ども一人一人に対する支援の効果を検証している

着眼点

個別ファイル

- ・ 支援の効果の測定の有無
- ・ 測定方法（ ）

解説

支援計画が適切に実施されているか、支援効果を何らかの方法で検証しているかを確認する。最低でも半年に一回程度、効果検証を行っているかをみる。効果検証が形式的ではなく適切に実態に合わせた検証が行われているかを具体的な事例を複数聞き取り確認する（ガイドライン）

67. 家族は、当事業所の支援に満足している

着眼点

保護者インタビュー

- ・ 総合的な満足度を5段階評価

解説

家族が全体として事業所のサービスに満足しているかどうかを聞き出す。家族による評価と事業者の自己評価に乖離がないかも確認する

68. 子ども一人一人は、当事業所の支援に満足している

着眼点

利用者インタビュー

- ・ 総合的な満足度を5段階評価

解説

個々の子どもが事業所のサービスに満足しているかどうかを聞き出す、あるいはアンケートなどで評価する。子どもが年少や障害のために表現できないときは、子どもが楽しめているかどうかを保護者インタビューや直接観察などで評価者が判断する

69. 子ども一人一人は、個人のニーズに応じた個別の支援を受けている

着眼点

総合的に評価する

解説

個々の子どもの特性や嗜好に配慮した指導をしているかどうかを評価する。一部の機関では、個性や多様性を無視した画一的な全体プログラムが実施されている。この項目は他の項目の評価が終わった後に総合的所見として評価する（ガイドライン）

70. 子ども一人一人は、障害児支援に関するガイドラインに沿った支援を受けている

着眼点

総合的に評価する

解説

支援者は「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」等の公的なガイドラインについて熟知しており、それに沿った支援をしている。それは個々の子ども、すべてに適用される（ガイドライン）

71. 子ども一人一人は、十分に質の高い支援を受けている

着眼点

総合的に印象で評価する

解説

ハートフルで、しばしば振り返って考え、十分なスキルを身につけた上でのケアがなされているか？

3. 外部評価の報告書

外部評価報告書

評価施設名：

評価日（時間）：

評価者：

1. アセスメントと目標設定

長所

改善点

2. 支援目標を達成するための具体的な支援

長所

改善点

3. 支援の成果・利用者の満足度

長所

改善点

4. 全体のまとめと助言

全体評価（研究班内のみ共有） 5段階 S, A, B, C, D

S：特に優れている

A：優れている（改善の余地が部分的にはある）

B：改善の余地がある

C：改善の余地が大きい

D：明らかに水準に達していない